旭区区政会議公募委員選考会設置要綱

(設置)

第1条 旭区区政会議委員(以下、「委員」という)の公募にあたり、旭区区政会議委員公募手続事務要領(以下、「要領」という。)に基づき応募のあった委員候補者より、委員としてふさわしい人物を適正かつ公平に選考するため、旭区区政会議公募委員選考会(以下、「選考会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 選考会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
- (1) 選考の実施に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 選考会は、会長及び会長が指名する選考委員で組織する。
- 2 会長は、旭区長をもってあてる。

(会議)

- 第4条 選考会は、 会長が招集する。
- 2 選考会は、選考委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考会の決定は、出席選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選考する委員の任期)

第5条 選考会は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの任期における委員の選考 を行う。

(選考方法)

- 第6条 要領に従い申込み時に提出された応募者の応募動機(様式1に記載)及び「旭区運営方針」に定めた目標に対する意見や考え方(様式2に記載)を各選考委員が評定する。
- 2 応募者に対する採点は、各選考委員の評価点数を 70 点満点とし、次表 1 の評価項目·基準を次表 2 の配点基準に従い採点し、得点合計の上位の者から選考する。ただし、得点合計が全体の 6 割にあたる 126 点に満たなかった場合は委員候補者として選考しない。また、選考委員の 3 分の 2 以上が、配点 10 点の評価項目で 2 点以下の項目が 1 項目以上ある評定をした場合も委員候補者として選考しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、旭区区政会議公募委員の選考について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 選考会にかかる事務については、旭区役所企画総務課がこれを所管する。

附則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

表 1

区分	評価項目	評価基準	配点
意見書	現状把握	選択したテーマの現状を正確に把握しているか。	10
	問題意識	旭区のまちづくりについての問題意識が高いか。	10
	記述内容	公平な立場で建設的な意見を述べ、社会的に 妥当な意見を述べているか。	10
	論理性	論旨が首尾一貫しており、矛盾がなく分かり やすいか。	10
応募動機	応募動機	理由が明確で妥当か。	10
	意欲· 実績	委員となることに熱意が感じられ、 十分な実 績があるか。	10
全般的な 表現力	全般的な表現力	全般的な表現力があり、広範な知識を感じることができるか。	10

合計 70 点

表 2

~ =			
点数	10 点配点		
10 点	非常に優れている		
9 点			
8 点	優れている		
7 点			
6 点	普通		
5 点			
4 点	やや劣る		
3 点			
2 点	劣る		
1 点			